

地域福祉活動推進費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の支給に関する要綱（平成4年4月1日施行）に定めるもののほか、社会福祉法人座間市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が、地域福祉活動を推進する市内の地区社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会連絡会（以下「地区社協等」という。）の組織充実強化を図るため、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地区社協等」とは、住民が公的な福祉サービスだけでは対応できない福祉課題等を自ら地域の課題として、相談、支援活動を地域住民の支え合いによる地域福祉増進の取組を行っている住民組織による任意の団体とする。

(助成金額等)

第3条 助成金の種類及び金額は、次のとおりとする。

- (1) 活動推進助成金は、基本運営費に加算項目①②③を加えた額（上限7万5千円）とする。

【基本運営費】：地区社協等の運営に必要な諸費（一律4万5千円）

【加算項目①】：地域づくり活動推進事業加算（上限1万円）

【加算項目②】：会食会等の交流事業加算（上限1万円）

【加算項目③】：広報活動加算（上限1万円）

- (2) 会費分活動助成金は、協議会が行う会員募集における会費納入により、地区社協区域内の自治会から納金された会費の100分の40相当額とし、算出期限は当該年度の12月末日とする。

(交付の時期)

第4条 この事業の助成金の交付時期は、次のとおりとする。

- (1) 活動推進助成金は、6月に交付する。
- (2) 会費分活動助成金は、原則として10月に交付する。

(交付の申請)

第5条 助成を受けようとする地区社協等は助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、協議会会長が定める期日までに協議会会長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 加算事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）又は、これに代わる書類
- (4) その他、協議会会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 協議会会長は、前条の規定による申請を受付したときは、当該申請に係る書類及び別表に定めるガイドラインに基づき審査し、助言・指導のもと助成金を交付するものとする。

- 2 協議会会長は、助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金交付決定通知書（第4号様式）により助成金を申請した地区社協等に通知するものとする。

(事業費等)

第7条 この事業の経費は、次のものをもって充てる。

- (1) 協議会財源
 - (2) 市助成金
 - (3) 県共同募金配分金
- (事業報告)

第8条 助成事業が完了したときは、年度終了日の翌日から起算して30日以内に実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を協議会会長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支精算書(第6号様式)又はこれに代わる書類
 - (3) その他、協議会会長が必要と認める書類
- (助成金の返還等)

第9条 協議会会長は、助成金の使途が目的に反すると判断した場合は、又は当該団体の活動実績の状況に応じて、助成金の一部、又は全部の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に協議会会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

(地域福祉活動推進費助成事業実施要綱の廃止)

2 地域福祉活動推進費助成事業実施要綱(平成8年5月1日制定)は、廃止する。

3 この要綱の施行の際、現に制定前の地域福祉活動推進費助成事業実施要綱の規定により申請を受けている団体については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年4月1日から施行する。

2 基本助成金の運営費は、第3条(1)の規定にかかわらず、令和2年度は一律5万5千円とし、令和3年度は一律5万円とする。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(別表)

加算項目算定ガイドライン

(加算項目の内容および指標)

協議会会長は、地区社協からの申請に基づき、地区社協の行う事業が以下の内容に合致すると認められる場合において、加算算定を行うものとする。

【加算項目①】地域づくり活動推進事業加算（上限1万円）

- ・地域交流や世代間交流を図り、地域における「つながり」をつくることに資する活動を実施しているもの。

例：見守り活動、高齢者・子ども・障がい者との交流会・地域住民を対象とした講座等

※自治会・子ども会、老人会等の他団体との共同主催となっているものも含む。

※単純な人員協力・ご祝儀などの出金のみについては対象外とする。

【加算項目②】：会食会等の交流事業加算（上限1万円）

- ・年1回以上、地区社協が主催する食事を介した交流・見守りを実施しているもの。

例：敬老会食会、お弁当配達、地域ふれあい会食会、みんなの食堂（子ども食堂）等

※茶話会等は含まない。

【加算項目③】：広報活動加算（上限1万円）

- ・地区社協の活動内容や活動目的を地域に広く伝えることを目的とし、年2回以上定期的に発行しているもの。

例：地区社協だより、地区社協ニュース

※地区社協が主体となり発行する地区社協の活動内容や活動目的を明確に記載しているものに限る、単に行事参加を呼びかける為のチラシについては対象外とする。

※広報活動の方法については、配布・回覧・掲示などの手段は問わない。